

奈良県公報

目次

ページ

○保安林の指定をする予定である旨の通知 〈公 告〉	一	○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	五
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請 右 同	一 二	○特定調達契約に係る落札者等の公示 〈県営水道公告〉	六 七
○大規模小売店舗の変更の届出に関する公告 右 同	二 三	○政治資金規正法に基づく収支報告書の要旨の公表 〈選挙管理委員会告示〉	七 七
○開発行為に関する工事の完了 右 同	三 四		

告 示

奈良県告示第二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十六年八月三十一日

一 保安林予定森林の所在場所 宇陀郡曾爾村大字太良路字ヲトシロ谷九七三

奈良県知事 柿 本 善 也

二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を奈良県農林部森林保全課及び曾爾村役場に備えて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年八月三十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 申請のあった年月日

平成十六年八月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人飛鳥

三 代表者の氏名

石田 政嗣

四 主たる事務所の所在地

高市郡明日香村大字岡一二八番地の二

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で支援や介護等が必要としている子供たちや障害者、また高齢者等のために、地域社会の中で支援や介護のあり方などを啓発することにより、地域社

会による活動を通して、訪問サービスや通所サービス、また集团的介護支援生活を行うことや各種相談、支援等を行い、身体的にも精神的にも安心して暮らせる地域づくりと、地域の福祉増進、また社会教育を図ることにより、社会全体に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年八月三十一日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年八月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人キャリアサポートセンター奈良

三 代表者の氏名

山田 政利

四 主たる事務所の所在地

奈良市大宮町六丁目二の一〇 奈良タカタニビル一〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、就労問題が深刻化している現状で、就職問題で悩んでいる人、事情により離・転職を必要としている人に対して、就職相談や企業に対する講習会等の事業を行い、各自が能力開発をし、目標を持ち自己実現を図り、社会に役立つ人材を育成することにより、雇用の拡充に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意

見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年八月三十一日から平成十七年一月四日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成十六年八月三十一日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスポ橿原

所在地 橿原市葛本町七六六他

二 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

位 置		台 数
変更前	届出書添付図面記載のとおり	一六四台
変更後	届出書添付図面記載のとおり	二二八台

駐輪場の位置及び収容台数

位 置		台 数
変更前	届出書添付図面記載のとおり	七〇台
変更後	届出書添付図面記載のとおり	一〇六台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位 置		数
変更前	届出書添付図面記載のとおり	二箇所

変更後	届出書添付図面記載のとおり	四箇所
-----	---------------	-----

三 届出年月日
平成十六年八月六日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十六年八月三十一日から平成十七年一月四日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年八月三十一日から平成十七年一月四日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

平成十六年八月三十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ橿原坊城店

所在地 橿原市東坊城町字六反田二四二番地の一

二 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

変更前	届出書添付図面記載のとおり	四七八台
位置		台数

変更後	届出書添付図面記載のとおり	一二三台
-----	---------------	------

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	届出書添付図面記載のとおり	六箇所
変更後	届出書添付図面記載のとおり	四箇所
位置		数

駐輪場の位置

変更前	届出書添付図面記載のとおり	位置
変更後	届出書添付図面記載のとおり	

三 届出年月日

平成十六年八月十八日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十六年八月三十一日から平成十七年一月四日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年八月三十一日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年六月二十九日第七四一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年八月二十四日第六〇八四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年八月二十四日第三八七九号

三 開発区域に含まれる地域

天理市西井戸堂町四二六番地ノ四及び四二六番地ノ五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市柳本町二五六二番地

大光建設株式会社 代表取締役 南岡清

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市西井戸堂町四二六番地ノ四の一部

下水道 天理市西井戸堂町四二六番地ノ四の一部

一 許可番号

平成十六年八月四日第七四一六七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年八月二十四日第六〇八三号

三 開発区域に含まれる地域

吉野郡大淀町大字福神一番地ノ一三〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

吉野郡大淀町大字松垣本二五九四番地ノ五

丸米運輸株式会社 代表取締役 米田準治

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成十六年八月三十一日

一 許可番号

平成十六年一月三十日郡土第二四一四七号

平成十六年五月二十七日郡土第二四一四七一号

平成十六年八月二日郡土第二四一四七一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年八月十一日第三八二号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市南田原町一〇五一番地ノ一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市上町三五〇九番地ノ一

有限会社四季園 取締役 長田政一

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成十六年八月三十一日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年三月二十五日高土第一五二二六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月二十九日高土第六二〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年七月二十九日高土第二五六号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡王寺町本町四丁目五〇〇番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡王寺町本町四丁目一五番地ノ二

辻本悟

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡王寺町本町四丁目五〇〇番地の一部

ト水廻 北郷城羅王寺面本面四一田五〇〇雜界の1線

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成16年8月31日

奈良県知事 柿 本 善 也

第1 競争入札に付する調達の内容

- 1 入札物件
 - 1 A P R形警察移动通信システム移動無線機（四輪車用）の購入
 - 2 入札物件の数量及び特質
 - 3 A P R形警察移动通信システム移動無線機（四輪車用） 136台
- 2 納入期限
 - 1 平成17年2月28日
- 3 納入場所
 - 1 奈良市登大路町80番地 奈良県警察本部警務部警務課
- 4 入札方法
 - 1 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

- 1 次に掲げる(1)から(5)までに該当する者が、この入札に参加することができます。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
 - (3) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目G2の通信機器に登録して

いる者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県出納局総務課国費用度グループ（県庁主棟1階）

電話（代表）0742-22-1101（内線4718）

(4) 過去2年間に国又は地方公共団体とこの公告と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

(5) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明できる者であること。

第3 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒630-8578 奈良市登大路町80番地

奈良県警察本部警務部会計課調度係（県庁分庁舎1階）

電話（代表）0742-23-0110（内線2243）

2 入札説明会の日時及び場所

平成16年9月14日 午後3時

奈良県警察本部聴聞室（県庁分庁舎1階）

3 入開札の日時及び場所

平成16年10月12日 午後3時

奈良県警察本部聴聞室（県庁分庁舎1階）

4 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「A P R形警察移动通信システム移動無線機（四輪車用）の購入に係る入札書」と朱書して、入開札日の10月8日（金）までに到着するようにしてください。

第4 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。

<p>2 入札保証金 免除します。</p> <p>3 契約保証金 契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書の規定(県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等)に該当する場合は、免除します。</p> <p>4 入札者に要求される事項</p> <p>(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(4)及び(5)に関し、調達物品適合規格承認申請をするとともに、調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績証明書及び確実に納入し得ることを証明する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。</p> <p>なお、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県警察本部から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。</p> <p>(2) この提出資料に基づき第2の(4)及び(5)に該当すると認められる者を落札対象者とします。</p> <p>(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。</p> <p>(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>5 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>6 契約書作成の要否 要しません。</p> <p>7 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>8 調達手続の停止等 この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結又は執行を停止し、又は</p>	<p>解除する場合があります。</p> <p>9 手続における交渉の有無 有(入札説明書で示す調達物品適合規格承認申請の手続が必要です。)</p> <p>10 その他 詳細は、入札説明書によります。</p> <p>第5 Summary</p> <p>1 Nature and quantity of the Products to be purchased : Police Mobile Communications System (Mobile Radio Set), 136 sets.</p> <p>2 Time limit of Tender (by hand) : October 12, 2004 3:00 p.m.</p> <p>3 Time limit of Tender (by mail) : October 8, 2004</p> <p>4 Contact point for the notice : The supplies section, Finance Division, Administration Department, Nara Prefectural Police Headquarters [Nara Prefectural Government Office, Annex 1F] 80 Noborijiri-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8578 JAPAN TEL 0742-23-0110(ext. 2243)</p> <p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。 平成16年8月31日 奈良県知事 柿本善也</p> <p>1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量 奈良県庁舎で使用する電気</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地 奈良県総務部管財課 奈良市登大路町30番地</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年8月10日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社エネット 東京都港区芝公園1丁目8番12号</p> <p>5 随意契約に係る契約金額 107,663,087円</p>
--	---

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約による。
- 7 競争入札の公告を行った日 平成16年6月29日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号該当

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年8月31日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
奈良県中央卸売市場で使用する電気
予定使用電力量 8,755,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地
奈良県農林部農政課
奈良市登大路町30番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年8月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エネット
東京都港区芝公園1丁目8番12号
- 5 随意契約に係る契約金額 119,482,072円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約による。
- 7 競争入札の公告を行った日 平成16年6月29日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号該当

県道水道公告

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。
平成16年8月31日

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
奈良県御所浄水場で使用する電気
予定使用電力量 11,251,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地
奈良県水道局総務課
奈良市大森町57-12
- 3 落札者を決定した日 平成16年8月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
関西電力株式会社
大阪市北区中之島三丁目3番22号
- 5 落札金額 134,188,950円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札による。
- 7 競争入札の公告を行った日 平成16年7月27日

奈良県知事 柿 本 善 也

選挙管理委員会公告

奈良県選挙管理委員会公告第六十四号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十六年八月三十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田 中 義 雄

政治団体収支報告書の要旨

〔平成12年分〕

【その他の政治団体】

政治団体の名称 明るい革新奈良市政をつくる会
 報告年月日 平成16年 7月26日
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円

〔平成13年分〕

【その他の政治団体】

政治団体の名称 明るい革新奈良市政をつくる会
 報告年月日 平成16年 7月26日
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円

〔平成14年分〕

【その他の政治団体】

政治団体の名称 明るい革新奈良市政をつくる会
 報告年月日 平成16年 7月26日
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 小松久展後援会
 報告年月日 平成16年 5月18日
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 藤井彰後援会(彰友会)
 報告年月日 平成16年 5月21日
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円

〔平成15年分〕

【その他の政治団体】

政治団体の名称 明るい革新奈良市政をつくる会
 報告年月日 平成16年 7月26日
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 小松久展後援会
 報告年月日 平成16年 5月18日
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 藤井彰後援会(彰友会)
 報告年月日 平成16年 5月21日
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 950,000円
 (2) 支出総額 950,000円

政治団体の名称 藤井彰後援会(彰友会)
 報告年月日 平成16年 5月21日
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 950,000円
 (2) 支出総額 950,000円

政治団体の名称 藤井彰後援会(彰友会)
 報告年月日 平成16年 5月21日
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 950,000円
 (2) 支出総額 950,000円

政治団体の名称 藤井彰後援会(彰友会)
 報告年月日 平成16年 5月21日
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 950,000円
 (2) 支出総額 950,000円

政治団体の名称 藤井彰後援会(彰友会)
 報告年月日 平成16年 5月21日
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 950,000円
 (2) 支出総額 950,000円

政治団体の名称 藤井彰後援会(彰友会)
 報告年月日 平成16年 5月21日
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 950,000円
 (2) 支出の内訳
 年間5万円以下のもの 950,000円

政治団体の名称 藤井彰後援会(彰友会)
 報告年月日 平成16年 5月21日
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 950,000円
 (2) 支出の内訳
 年間5万円以下のもの 950,000円

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一一三一一一〇一(代)

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一七八
電話 〇七四二一一三五七七二二(代)

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円(共に送料、消費税別)

本誌は再生紙を使用しています。